

平成30年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成30年3月29日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

平成30年第1回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
伏見隆管理者開会のあいさつ	3
諸般の報告	5
会期の決定	6
議事日程の報告	5
議案第1号 平成29年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）	6
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	6
議案第1号採決	8
議案第2号 平成30年度枚方寝屋川消防組合予算	8
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	9
議案第2号採決	12
議案第3号 枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の全部改正について及び	
議案第4号 枚方寝屋川消防組合情報公開条例の全部改正について	12
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	12
議案第3号採決	19
議案第4号採決	19
議案第5号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について	19
東口敏巳予防部長の提案理由の説明	19
議案第5号採決	21
議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防職員定数条例の一部改正について	21
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	21
前田富枝議員の質問	22
矢追政宏総務部長の答弁	22
前田富枝議員の再質問	22
議案第6号採決	23
議案第7号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について	23
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	23
議案第7号採決	24
議案第8号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	25
森本祐司枚方消防署長の提案理由の説明	25
議案第8号採決	26
一般質問	26
広瀬ひとみ議員の質問	26
救急搬送について	
認知症サポーター養成講習の受講について	

古川昌純警防部長の答弁	27
広瀬ひとみ議員の再質問	28
救急搬送について	
古川昌純警防部長の答弁	29
広瀬ひとみ議員の再質問	29
救急搬送について（要望）	
伏見隆管理者閉会のあいさつ	29
廣岡芳樹議長閉会のあいさつ	30
閉会（午前11時27分）	30

平成30年3月29日（木）

平成30年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成30年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

平成30年3月29日（木）

出席議員（16名）

1番	有山	正信	7番	妹尾	正信	13番	前川	奈緒
2番	岩本	優祐	8番	高見	雄介	14番	前田	富枝
3番	漆原	周義	9番	西田	昌美	15番	松本	順一
4番	大橋	智洋	10番	廣岡	芳樹	16番	山口	勤
5番	金子	英生	11番	広瀬	ひとみ			
6番	坂光	勇哉	12番	堀井	勝			

地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	予防部長	東口	敏巳
副管理者	北川	法夫	枚方消防署長	森本	祐司
副管理者	長沢	秀光	枚方東消防署長	植村	忠由
会計管理者	中村	圭一	寝屋川消防署長	岡田	光司
消防長	藤中	明広	総務部参事	小野	多弘
消防次長	宮崎	洋道	警防部参事	窪田	浩
総務部長	矢追	政宏	枚方市市民安全部長	宮本	勝裕
警防部長	古川	昌純	寝屋川市危機管理監	岡本	和博

議 事 日 程（平成30年3月29日 午前10時00分開会）

- | | | |
|-------|-------|----------------------------|
| 日程第1 | | 会期の決定について |
| 日程第2 | 議案第1号 | 平成29年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議案第2号 | 平成30年度枚方寝屋川消防組合予算 |
| 日程第4 | 議案第3号 | 枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の全部改正について |
| 日程第5 | 議案第4号 | 枚方寝屋川消防組合情報公開条例の全部改正について |
| 日程第6 | 議案第5号 | 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第6号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員定数条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第7号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第8号 | 和解及び損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第10 | | 一般質問 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 平川宗敏

(午前10時00分)

○廣岡芳樹議長 おはようございます。

議員各位におかれましては、年度末何かとご多用のところ、消防組合議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成30年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開催いたします。

最初に、管理者の挨拶をお受けいたします。伏見管理者。

○伏見隆管理者 おはようございます。平成30年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、また、年度末で何かとご多用のところ、早朝よりご出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、今年に入ってから全国的に火災に関する報道が多い中、本消防組合におきましても寝屋川市内で火災により3人の方がお亡くなりになるなど、既に昨年1年間の死者数を上回っている状況となっています。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、さまざまな広報媒体や管内パトロール等を通じて市民の皆様に住宅火災に対する注意喚起を強化してまいります。

一方、平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生しました大規模市街地火災を踏まえまして、同様の火災による被害を防ぐために、木造密集地域など危険地域の指定要領や特異な気象が発令された場合の出動基準、活動要領について定めたところであり、今後、当該地域の警防計画を作成してまいります。

また、延べ面積150㎡未満の火気を使用する飲食店に対し、消火器の設置を義務づける消防法施行令の改正が公布された中、来年度は、再任用職員を活用し、これら全ての小規模飲食店に対して立入検査を実施し、消火器の設置指導を推進してまいります。

「安全で安心して暮らせるまち」の実現を目指し取り組んでいます第4次将来構想計画につきましては、来年度は中間年度となることを踏まえ、本定例会に当たりまして、平成30年度の主要施策についてご説明をさせていただきます。

まず、大規模災害時における対策といたしまして、本消防組合と両市消防団との連携を強化していくため、災害現場活動における両者間との通信が可能となる無線機の整備を予定しています。整備後は、当該無線機を使用した両市消防団との具体的かつ実践的な訓練を実施し、災害に対する備えを強化してまいります。

訪日外国人が増加する中、外国人からの119番通報時や外国人のいる救急現場におい

て、言葉が通じないことにより通報者や傷病者に不安感を与える可能性があることから、電話通訳センターを介し、365日24時間、迅速かつ的確に対応する多言語通訳サービスをスタートし、消防救急体制の整備を図ります。

次に、火災予防対策といたしまして、昨年12月の消防組合議会定例会でご質問がありました住宅用火災警報器につきまして、住宅火災による被害者をなくしていくために、現在特に高齢者を対象とした同警報器の設置や維持管理の普及啓発に努めているところであり、来年度はさらに取り組みを推進してまいります。

平成4年に消防職員定数条例を改正して以来、25年以上が経過し、条例定数と職員実数とが乖離している状況が長く続いてきました。このことから、第4次将来構想計画に定める消防職員数及び職員採用者数との整合を図るため、議員の皆様にも全員協議会などを通じてさまざまなご意見をいただきながら、条例定数の見直しに係る検討を重ねてまいりました。

本日の定例会では、消防職員定数条例の一部改正の議案を提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今後は、次期将来構想計画の改正に合わせて職員定数を整理するとともに、現在国で検討されている定年延長の動向も見極めていきたいと考えております。

本消防組合では、平成19年度の機構改革や給与構造改革以降、組織機構のスリム化や職員給与の適正化に努めてまいりました。現在、構成市である枚方市と寝屋川市では人事・給与制度の改革に取り組まれており、本消防組合におきましても、昨年12月の消防組合議会定例会で今後の給与制度のあり方についてご質問が行われたところです。

一方、本消防組合では、第4次将来構想計画に「給与制度のあり方検討事業」を掲げ、総務省消防庁が推進する公安職や消防職給与など、給与制度のあり方について検討していく運びとなっています。

こうしたことから、構成両市の参画のもと、「枚方寝屋川消防組合人事・給与制度在り方検討会」を来年度に設置し、人事・給与制度のあり方について検証を行いながら研究・検討を行ってまいります。検討会の進捗状況等につきましては、全員協議会等を活用し、議員の皆様にも適宜お伝えしてまいります。

このように本消防組合ではさまざまな施策や事業を予定しておりますが、来年度も全員協議会等を積極的に活用し、議員や市民の皆様への説明責任を果たしながら、よ

り効率的・効果的な消防行政運営に努めてまいります。

本日は、平成29年度消防組合補正予算や平成30年度消防組合予算をはじめ、5件の条例改正の議案、10月に発生しました交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについての議案をそれぞれ提案させていただいておりますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

本年は、昭和23年3月7日の消防組織法の施行と時を同じくして、枚方市ほか3ヶ町消防組合として設立して以来、70周年の節目の年を迎えます。これを契機に、これまでの輝かしい伝統をしっかりと次代に引き継ぎながら、さらなる発展を目指していくとともに、市民の皆様から信頼される消防行政の確立と安心・安全なまちづくりに一層の努力を重ねてまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後も温かいご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

○**廣岡芳樹議長** 管理者の挨拶が終わりました。

次に、事務局職員から諸般の報告をさせます。

○**平川宗敏事務局長** ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議の出席議員は16名、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、平成29年度11月分から平成29年度平成30年2月分までをお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○**廣岡芳樹議長** ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

次に、会議規則第70条に基づき会議録の署名議員を議長において指名いたします。

7番妹尾議員、9番西田議員。以上のとおりですので、よろしく願いをいたします。

次に、事務局から議事日程の報告をさせます。

○**平川宗敏事務局長** 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議案第1号 平成29年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）

日程第3 議案第2号 平成30年度枚方寝屋川消防組合予算

- 日程第4 議案第3号 枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の全部改正について
- 日程第5 議案第4号 枚方寝屋川消防組合情報公開条例の全部改正について
- 日程第6 議案第5号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防職員定数条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第10 一般質問

以上です。

○**廣岡芳樹議長** ただいまの議事日程により本日の会議を進めてまいります。

それでは、初めに、日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**廣岡芳樹議長** ご異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

次に、日程第2 議案第1号 平成29年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○**矢追政宏総務部長** ただいま上程いただきました議案第1号 平成29年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしましては、人件費の精算をはじめ、消防車両購入の契約確定等に伴う減額、長期債利子の精算や、車両購入に係る国庫補助金の不採択に伴う組合債の増額などを合わせまして減額補正をお願いするものです。

それでは、恐れ入りますが、議案書1ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,512万8,000円を減額しまして、補正後の総額を78億6,533万7,000円とするものでございます。

次に、第2条 地方債の補正につきましては、議案書3ページをお開き願います。

「第2表 地方債補正」についてご説明申し上げます。

消防防災施設整備事業の起債限度額を、補正前の1億5,500万円から5,520万円増額いたしまして、2億1,020万円に変更するものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」に基づきまして、主な補正内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入の補正でございますが、第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金について、2億3,938万6,000円減額するものでございます。内訳といたしまして、枚方市負担金を1億4,673万5,000円、寝屋川市負担金を9,265万1,000円、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金を、4,559万8,000円減額するものでございます。これは、緊急消防援助隊用車両として申請しておりました救助工作車1台が不採択になったことによるものでございます。

次に、第4款 府支出金、第1項 府負担金を111万7,000円増額するものでございます。これは、大阪府立消防学校に教官として派遣しております本消防組合職員の、今年度の人件費相当額の精算によるものでございます。

次に、第7款 諸収入、第2項 雑入、第1目 雑入を474万9,000円減額するものでございます。これは、本消防組合から両市へ派遣しております再任用職員の今年度の人件費相当額の精算、少年消防クラブ育成事業等に係るコミュニティ助成金の契約確定等に伴うものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

第8款 組合債、第1項 組合債を5,520万円増額するものでございます。これは、緊急消防援助隊用車両として申請しておりました救助工作車1台の国庫補助金が不採択になったことにより、緊急防災・減災事業債を活用するものでございます。

第9款 繰越金 第1項 繰越金につきましては、平成28年度歳計剰余金1億1,828万8,000円を新たに予算計上したものでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、引き続き歳出につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書10ページをお開き願います。

第3款 消防費、第1項 消防費を1億730万6,000円減額するものでございます。

まず、人件費でございますが、給料では職員変動などにより2,900万円減額し、職員

手当等では退職手当条例等の改正などにより4,890万円減額するものでございます。

共済費においても、2,657万円を減額するものでございます。

需用費及び備品購入費では、少年消防クラブのコミュニティ助成金の不採択等に伴い、127万9,000円減額するものでございます。

続きまして、13ページをお開き願います。

負担金、補助及び交付金ですが、枚方市から消防組合へ派遣されております職員2名分の人件費相当額の精算により、30万5,000円増額するものでございます。

備品購入費では、消防車両購入の契約確定に伴い、186万2,000円を減額するものでございます。

次に、第4款 公債費、第1項 公債費でございますが、これは新規発行債の借入金利子及び一時借入金利子の精算により782万2,000円減額するものでございます。

15ページ以降に「補正予算給与費明細書」を、20ページと21ページに「地方債に関する調書」を、22ページに「参考資料」を添付させていただいておりますので、あわせてご参照いただきたいと存じます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○廣岡芳樹議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第3 議案第2号 平成30年度枚方寝屋川消防組合予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 ただいま上程いただきました議案第2号 平成30年度枚方寝屋川消防組合予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本予算につきましては、多額の公債費の償還が続く厳しい本消防組合の財政状況を踏まえながら、地域の実情と市民のニーズを的確に捉え、幅広い見地から「安全で安心して暮らせるまち」の実現に向けた事業を展開していくために、「第4次将来構想計画」に基づく各施策の諸経費等を計上させていただいたものでございます。

それでは、別冊の予算書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊5ページをお開き願います。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ75億4,009万9,000円と定めるものでございます。内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第2条 債務負担行為及び第3条 地方債でございますが、7ページをお開き願います。

まず、第2表 債務負担行為をごらんください。

財務会計システム端末賃貸借といたしまして、限度額894万7,000円を計上しております。

次に、第3表の地方債でございますが、消防防災施設整備事業といたしまして限度額1億2,290万円を計上しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては表のとおりでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。

第4条 一時借入金でございますが、借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは、12ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、総括といたしまして、予算総額は歳入歳出ともに75億4,009万9,000円でございます。前年度と比較いたしますと4億4,036万6,000円の減額、率にしまして5.5%の減になっております。これは、退職手当及び車両購入に係る経費が減額となったことが主な要因となっております。

それでは、歳入よりご説明させていただきます。

16ページをお開き願います。

第1款 分担金及び負担金 第1項 負担金は、構成両市における平成29年9月末現在の人口及び世帯数を基準とする負担割合により算出しました経常経費分と、それぞれの市で負担していただく特別経費分、交野市との消防指令業務の共同運用に係る経費を加えました合計が、73億4,913万2,000円の負担金となっております。その内訳は、枚方市負担金が44億1,190万7,000円で、按分比率は60.7395%でございます。寝屋川市負担金は28億5,810万8,000円で、按分比率は39.2605%でございます。消防指令業務の共同運用とドクターカー運用に係る交野市の負担金は、7,911万7,000円でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料 第1項 使用料は、電柱の使用料として9,000円の収入を見込んでおります。

第2項 手数料は、危険物関係の許可申請やその他証明発行の手数料と、高圧ガス、液化石油ガス、火薬類のいわゆる産業保安許認可事務の申請手数料を合わせまして886万7,000円の収入を見込んでおります。

次に、18ページをお開き願います。

第3款 国庫支出金 第1項 国庫補助金は、緊急消防援助隊用車両として申請しておりますミニタンク車及び救急自動車の車両購入に係ります国庫補助金としまして、2,117万5,000円の収入を見込んでいます。

第4款 府支出金 第1項 府負担金は、府立消防学校教官として派遣いたします本消防組合職員1名の人件費相当額453万8,000円を、第2項 府補助金は、ヘリコプター運営補助金としまして720万2,000円をそれぞれ見込んでおります。

第5款 財産収入 第1項 財産売払収入20万円、第6款 寄附金 第1項 寄附金100万円、第7款 諸収入 第1項 組合預金利子1万円につきましては、科目設定でございます。

次に、20ページをお開き願います。

第2項 雑入は2,506万6,000円で、これは少年消防クラブ育成事業等に係るコミュニティ助成金、防火管理講習会の受講料収入などの収入見込みに加えまして、再任用職員3名の構成両市への派遣に伴う人件費相当額を計上しているものでございます。

第8款 組合債 第1項 組合債は、消防自動車の購入及び全国瞬時警報システム整備に係ります消防防災施設整備事業債で、1億2,290万円を計上いたしております。

以上で歳入に関する説明を終わらせていただきまして、引き続き歳出に移らせてい

たきます。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。

第1款 議会費 第1項 議会費359万円は、議員報酬及び組合議会運営に要する経費でございます。

第2款 総務費 第1項 総務管理費113万3,000円は、特別職及び公平委員会委員の報酬並びにその運営に要する経費でございます。

次に、26ページをお開き願います。

第2項 監査委員費33万5,000円は、監査委員の報酬などに要する経費でございます。

次に、第3款 消防費 第1項 消防費は69億1,303万8,000円で、前年度と比較しまして4億7,820万3,000円の減額となっております。

その主な内容をご説明申し上げます。

27ページをごらんください。

人件費につきまして、給料は24億6,010万7,000円で、世代交代などによる職員変動に伴いまして6,964万8,000円の減額、また、職員手当等は25億3,288万8,000円で、退職者が前年度に比べ13人減少すること等によりまして3億1,982万3,000円の減額となります。

次に、29ページをお開き願います。

共済費は、共済組合負担金率の変更等によりまして9億5,692万9,000円で、人件費総額といたしまして前年度より3億8,659万1,000円の減額となっております。

続きまして、42ページをお開き願います。

第2目 非常備消防費では、枚方市、寝屋川市の消防団員活動経費としまして107万1,000円の予算を計上しております。

次に、第3目 消防施設費では、ミニタンク車1台、救急車3台、調査車2台の購入、枚方東消防署本署冷暖房機取りかえ工事などで1億8,452万6,000円の予算を計上しております。

続きまして、44ページをお開き願います。

第4款 公債費 第1項 公債費につきましては、新規発行分及び既存借り入れ分に要する元金及び利子としまして6億1,200万3,000円で、対前年度比3,787万3,000円の増額となっております。

第5款 予備費 第1項 予備費は1,000万円を計上しております。

最後に、48ページ以降に給与費明細書、54ページに債務負担行為に関する調書、56ページに地方債に関する調書を添付いたしております。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、57ページ以降に枚方寝屋川消防組合予算額推移等の資料を添付いたしておりますので、あわせてご参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○廣岡芳樹議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第4 議案第3号 枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の全部改正について及び日程第5 議案第4号 枚方寝屋川消防組合情報公開条例の全部改正についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 ただいま一括上程いただきました議案第3号 枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の全部改正について及び議案第4号 枚方寝屋川消防組合情報公開条例の全部改正について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の23ページをお開き願います。

本消防組合の個人情報保護制度及び情報公開制度については、管理者市である枚方市の同制度に準じて条例を制定し、運用を図ってきたところでございます。

こうした中、国におきましては、個人情報の適正な取り扱いを確保しつつ、多様な

サービスの提供の促進を図るため、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、枚方市におきましてもこうした社会状況の変化に対応するため、平成29年9月に枚方市個人情報保護条例及び枚方市情報公開条例の全部改正がなされております。

このような状況を踏まえ、本消防組合の個人情報保護制度と情報公開制度を今後も円滑に運用していくため、枚方市に準じて条例の改正を行うものでございます。

それでは、まず、議案第3号 枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の全部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の全部を改正することにつきまして、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

24ページをお開き願います。

第1章総則には、第1条に本条例の目的、第2条に用語の定義、26ページに参りまして、第3条に適用上の注意に関する規定を設けております。

24ページの第2条第2項では、個人情報保護制度の根幹となります個人情報 の定義を詳細に規定し直しております。

また、25ページの第2条第5項におきましては、その取り扱いに特段の配慮を要する、いわゆるセンシティブ情報に関しまして、法に詳細に規定されている要配慮個人情報の定義規定と合わせることで、その範囲の明確化を図っております。

また、第2条第6項におきましては、利用や提供が制限され、または自己情報の開示等の請求の対象となる個人情報を明確にするため、新たに法と同様に保有個人情報という定義規定を設けております。

なお、今回の情報公開条例の改正に伴いまして公文書の範囲を見直しており、自己情報の開示等の請求の対象となる個人情報に新たに電磁的記録を加えております。

次に、26ページをお開き願います。

第2章、実施機関等における個人情報の取り扱いには、7条の規定を設けております。

第4条は、個人情報の保有の制限等に関する規定であり、第3項におきまして、新たに利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない旨を規定しております。

第5条は個人情報を取得するときの利用目的及び取得目的の明示、27ページに参りまして、第6条は保有個人情報の正確性の確保及び安全確保の措置、第7条は個人情報の取り扱いに係る従事者の責務に関する規定でございます。

次に、28ページをお開き願います。

第8条は、個人情報の収集の制限に関する規定でございます。

第3項におきまして、要配慮個人情報の収集につきましては、これまでどおり原則禁止としておりますが、国等の要配慮個人情報の取り扱いとの整合を図るため、本人の同意がある場合などにはその収集ができることとしております。

第9条は保有個人情報の利用の制限に関する規定であり、29ページの第2項第3号におきまして、今回新たに本人の同意にかわる法定代理人の同意について明記しております。

第10条は保有個人情報等の提供の制限に関する規定であり、これまで本消防組合では、法令等に個人情報の提供に関する規定がある場合においても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは当該個人情報を提供しない取り扱いをしてきており、今回新たに第3項ただし書におきまして、その取り扱いの明確化を図っております。

次に、30ページをお開き願います。

第3章個人情報の適正管理には3条の規定を設けております。

第11条は個人情報ファイルの保有等に関する規定であり、今回、個人情報ファイルとして届け出を要する事項といたしまして、新たに要配慮個人情報の有無、経常的な提出先の名称、電子計算機による情報処理の有無を追記しております。

次に、31ページをごらんください。

第12条は委託先の監督に関する規定であり、第2項におきまして、本消防組合からの事務等を受託する者全てに対し、当該事務等をほかの者に委託する場合における監督を義務づけております。

第13条は電子計算機の接続の禁止に関する規定であり、これまでと同様に本消防組合の電子計算機を他の者の電子計算機と通信回線により接続することを原則禁止するものでございます。

第4章保有個人情報の開示等には14条の規定を設けております。

第14条は保有個人情報の開示請求権に関する規定であり、32ページに参りまして、

第3項におきまして、今回新たに死者に関する保有個人情報を開示請求できる者を規定することにより、その請求権者の明確化を図っております。

第15条は保有個人情報の開示義務に関する規定であり、非開示情報の明確化を図るため、法の規定を参照して、第1項第1号から第9号までにおいて非開示情報を詳細に規定するようにしております。なお、この規定方法の見直しにより、非開示情報の範囲が広がることはございません。

次に、35ページをごらんください。

第16条は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合の部分開示に関する規定でございます。

第17条は新たに設ける規定であり、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合においても、個人の権利利益を保護するため、特に必要があると認めるときは開示をすることができるという裁量的開示について規定しております。

第18条は保有個人情報の存否に関する情報に関する規定であり、今回新たに、その情報を保有しているかどうかを明らかにするだけで第三者の権利利益が侵害されるおそれがある情報につきましては、その権利利益の保護の観点から、開示請求に係る情報の存否を明らかにしないで、その開示請求を拒否することができる、いわゆる存否応答拒否についての規定を設けるものでございます。

以下、第19条では自己に係る保有個人情報の訂正請求権に関し、36ページに参りまして、第20条では実施機関の保有個人情報の訂正義務に関し、第21条では自己に係る保有個人情報の利用停止請求権に関し、37ページに参りまして、第22条では保有個人情報の利用停止等義務に関し、それぞれ規定しております。

第23条は、自己に係る保有個人情報の開示等請求の手續に関する規定でございます。開示等請求の手續につきましてはこれまでと同様となっておりますが、38ページに参りまして、第4項におきまして、新たに、開示等請求において不備があった場合などに対応するため、補正に関する規定を設けております。

第24条では開示等請求に対する決定及び通知に関し、39ページに参りまして、第25条では開示請求に係る第三者保護に関する手續に関し、それぞれ規定しております。

次に、40ページをお開き願います。

第26条は保有個人情報の開示等の実施に関する規定であり、今回新たに第2項第2号におきまして、電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法についても

規定しております。

次に、41ページをごらんください。

第27条は手数料等に関する規定であり、開示等についての手数料は無料とし、また、公文書の写しの作成及び送付につきましては実費の負担を要することとしておりますが、これらはこれまでと同様の取り扱いでございます。なお、今回新たに、経済的困難、その他特別の理由がある場合には減免できることを規定しております。

第5章救済手続には、第28条の審理員による審理手続に関する適用除外と第29条の審査会への諮問等の2条の規定を設けております。

次に、42ページをお開き願います。

第6章雑則には、第30条にほかの実施機関に対する管理者の助言、第31条に本条例の運用状況の公表、第32条に他の制度との調整、43ページに参りまして、第33条に委任に関する4条の規定を設けております。

第7章罰則におきましては、第34条から44ページの第39条までの6条の規定を設けており、罰則規定の内容につきましては現行の条例と同様となっております。

最後に、附則でございますが、第1項は、この条例は平成30年4月1日から施行することを定めるものでございます。

附則第2項から第5項までの規定は、今回の条例改正に伴います経過措置に関する規定であり、このうち附則第3項は、今回新たに開示等の請求の対象となります電磁的記録につきまして、その整理などに一定の準備期間が必要でありますことから、平成30年9月30日までは開示等の請求の対象とならないことを規定するものでございます。

また、附則第6項は、今回の条例改正に伴いまして、文言の整理が必要になりました枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例を改正するものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第3号の提案理由とさせていただきます。

続きまして、議案第4号 枚方寝屋川消防組合情報公開条例の全部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の45ページをお開き願います。

本件につきましては、枚方寝屋川消防組合情報公開条例の全部を改正することにつきまして、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により

議会の議決をお願いするものでございます。

では、46ページをお開き願います。

第1章総則には、第1条に本条例の目的、第2条に用語の定義、第3条に実施機関の責務に関する3条の規定を設けており、第2条におきましては、公文書に電磁的記録を加えることにより情報公開の対象を拡大しております。

次に、47ページをごらんください。

第2章保有情報の公開には10条の規定を設けております。

第4条は保有情報の公開請求権等に関する規定であり、第1項におきまして、公開請求権者はこれまでどおり枚方市内又は寝屋川市内に住所を有する者などと規定しますとともに、第2項におきまして代理人による請求を明記し、第3項におきまして、第1項の規定による請求権を有しない者からの公開の申し出につきましても公開に努める旨、これまでどおりの規定をしております。

第5条は保有情報の公開義務に関する規定であり、非公開情報を除き保有情報を公開しなければならないとの義務規定に改めますとともに、非公開情報の明確化を図るため、法の規定を参照して、第1号から第7号までにおいて非公開情報を詳細に規定するようにしております。

なお、規定方法の見直しにより非公開情報の範囲が広がることはございません。

次に、50ページをお開き願います。

第6条は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合の部分公開に関する規定でございます。

第7条は新たに設ける規定であり、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合におきましても、公益上特に必要があると認めるときは公開をすることができるという裁量的公開について規定をしております。

第8条は保有情報の存否に関する情報に係る規定であり、今回新たに、その情報を保有しているかどうかを明らかにするだけで第三者の権利利益が侵害されるおそれがある情報につきましても、その権利利益の保護の観点から、公開請求に係る情報の存否を明らかにしないでその公開請求を拒否することができる、いわゆる存否応答拒否についての規定を設けるものでございます。

第9条は、保有情報の公開請求の手續に関する規定でございます。公開請求の手續につきましてもこれまでと同様となっておりますが、51ページに参りまして、第4項

におきましては、新たに公開請求において不備があった場合などに対応するため、補正に関する規定を設けております。

第10条は公開請求に対する決定及び通知に関し、52ページに参りまして、第11条では公開請求に係る第三者保護に関する手続に関し、それぞれ規定をしております。

第12条は保有情報の公開の実施に関する規定であり、53ページの第2項第2号におきまして、電磁的記録に記録されている保有情報の公開の方法について今回新たに規定しております。

第13条は手数料等に関する規定であり、公開請求についての手数料は無料とし、公開申し出についての手数料は1件300円としております。また、公文書の写しの作成及び送付につきましては実費の負担を要することとしておりますが、これらはこれまでと同様の取り扱いとなっております。

第3章救済手続には、第14条の審理員による審理手続に関する適用除外と、第15条の審査会への諮問等の2条の規定を設けております。

次に、54ページをお開き願います。

第4章情報の公開の総合的な推進には、第16条として、情報の公開の総合的な推進に係る努力義務を規定しております。

第5章雑則には、55ページに参りまして、第17条に他の実施機関に対する管理者の調整、第18条に本条例の運用状況の公表、第19条に他の制度との調整、第20条に検索資料等の作成、第21条に委任に関する5条の規定を設けております。

最後に、附則でございますが、第1項は、この条例は平成30年4月1日から施行することを定めるものでございます。

附則第2項から第4項までは、今回の条例改正に伴います経過措置に関する規定であり、このうち第2項は、今回新たに公開請求の対象となります電磁的記録につきまして、その整理などに一定の準備期間が必要でありますことから、平成30年9月30日までは公開請求の対象とならないことを規定するものでございます。

次に、56ページをお開き願います。

附則第5項の規定は、今回の条例改正に伴いまして文言の整理が必要になりました枚方寝屋川消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例を改正するものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、両議案の提案理由とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○廣岡芳樹議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論については、議案番号、議案名を述べてから討論を行ってください。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより2案件それぞれについて採決いたします。

議案第3号 枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の全部改正について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 ご質疑なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第4号 枚方寝屋川消防組合情報公開条例の全部改正について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 ご質疑なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第6 議案第5号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。東口予防部長。

○東口敏巳予防部長 ただいま上程いただきました議案第5号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書57ページをお開き願います。

本議案につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、総務省消防庁より発出されております「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」に基づき、大規模災害発生時における手数料の徴収方法を見直すものでございます。また、平成30年1月26日に、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第10号）」が交付されたことを受け、手数料の額を一部改正し、あわせて文言の整理を行

うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表に基づきご説明申し上げます。

59ページをお開き願います。

第5条は、手数料の納付時期に関する規定でございます。

危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手数料については、申請の際に納付しなければならないと規定しているものを、天災その他管理者が特別の事情があると認める場合はこの限りでないと改正し、手数料の後納ができるよう改めるものでございます。

第6条は、手数料の減免に関する規定でございます。

現行では、危険物や産業保安に係る手数料の減免については除外しておりましたが、天災その他管理者が特別の事情があると認めるときは減額又は免除することができるよう改めるものでございます。

別表第1は、消防法及び火災予防条例に関する手数料について定めるものでございます。

第2項ウの準特定屋外タンク貯蔵所の設置に係る手数料を、60ページのとおり、53万円から57万円に改めるものでございます。

別表第4は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する手数料について定めるものでございます。

第11項の充填設備の各種変更の手数を1万9,000円から1万7,000円に改め、あわせて文言の整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、58ページにお戻り願います。

附則といたしまして、施行日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○**廣岡芳樹議長** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**廣岡芳樹議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**廣岡芳樹議長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**廣岡芳樹議長** ご質疑なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第7 議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○**矢追政宏総務部長** ただいま上程いただきました議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防職員定数条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の61ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、消防職員定数条例に定める職員定数と第4次将来構想計画で定める職員数との整合を図るとともに、定数外とする職員を規定するため、本条例を一部改正するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

議案書の63ページをお開き願います。

第1条の改正は、見出しを「趣旨」に改め、職員定数の根拠法令を加えるとともに、文言の整理を行うものでございます。

第2条につきましても文言を整理し、第3条については、職員の定数「772人以内」を「699人以内」に改め、消防職員の区分について規定しておりました規則を廃止するものでございます。

第4条は、「定員外の職員」を規定するものでございます。

育児休業をしている職員や病気等により休職にされている職員、また他の地方公共団体等に1年以上派遣されている職員を定員外とするものでございます。

第5条は、委任について規定したものでございます。

恐れ入りますが、62ページにお戻り願います。

附則といたしまして、施行日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○廣岡芳樹議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。前田議員。

○前田富枝議員 ただいま上程されました議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防職員定数条例の一部改正についてお聞きをします。

今回の職員定数条例の一部改正につきましては、第4次将来構想計画で定める職員数との整合を図るために職員定数を「699人以内」にするということです。699人の消防体制ということは、枚方寝屋川消防組合の管内でいまだ救急車が配備されていない中宮出張所への救急車の配備もないということです。

平成29年中の枚方市・寝屋川市域における救急出動件数につきましては、約3万5,000件ということで、平成28年より1,800件ほど増加しているんです。これだけ救急出動件数が増加している中で、私は一日も早く中宮出張所へ救急車を配備していただきたいと思っており、また、第4次将来構成計画では「中宮出張所への救急車の配備については、本計画期間中における救急需要の動向を検証しながら今後の検討課題とする」となっております。

そこでお聞きをさせていただきますが、平成29年中の中宮出張所管内、地域ではどれほどの救急出動があったのか、また、ほかの署所と比較してそれはどうなのでしょう。そして、中宮出張所への救急車配備についてどのように考えておられるのかをお聞きします。

○廣岡芳樹議長 質問が終わりました。

答弁を求めます。矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 前田議員のご質問にお答えいたします。

平成29年中の中宮出張所管内への救急出動件数につきましては1,579件で、署所の平均については約2,100件です。

中宮出張所への救急車配備については、第4次将来構想計画期間中に、人口の動向や救急件数の推移を検証しながら次期将来構想計画策定時に検討していきたいと考えております。

○廣岡芳樹議長 答弁が終わりました。

再質問はありませんか。前田議員。

○前田富枝議員 2回目は要望とさせていただきます。

私は決して今回上程された改正案に反対するものではございませんけれども、市民

の安心と安全を確保していくためには救急体制の充実強化が必要だと思っております。

中宮出張所管内の救急出動件数は平均より下回っているということですが、下回っているから大丈夫というわけではないと思います。第5次の将来構想計画策定時には救急車の配備をしていくという強いご答弁をいただけなかったというのはとても残念なんですけれども、一日も早く中宮出張所への救急車の配備を実現していただきまして、そして、かねてから要望している氷室出張所の兼務運用についても、消防ポンプ車1台につき5人、救急車については3人の計8人の職員を専任化し、火災及び救急それぞれの事案に同時に対応できるように整備すべきであると思います。そのためにもしっかりと人員の配置を行い、市民の安全・安心の確保に一層努めていただきますよう強く要望します。

○**廣岡芳樹議長** これにて前田議員の質問を終結いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**廣岡芳樹議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**廣岡芳樹議長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**廣岡芳樹議長** ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第8 議案第7号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○**矢追政宏総務部長** ただいま上程いただきました議案第7号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の64ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、平成30年度から再任用短時間勤務職員の勤務日数を週4日勤務から週3日勤務へ変更することに伴い通勤手当の額を見直すため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

議案書の66ページをお開き願います。

第34条第2項の改正につきましては、これまで再任用短時間勤務職員の通勤手当額の算出については、国家公務員給与に準じて、平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合の手当の減額のみ規定していましたが、再任用短時間勤務職員の勤務日数を変更することに伴い、利用区分ごとに平均1か月の通勤に必要な日数の額に改めるものでございます。

第2項第1号は、交通機関等を利用する職員の通勤手当について、通勤に必要な運賃等の額を規定するものでございます。

第2号は、自動車や自動二輪車等の交通用具を利用する職員の通勤手当について、勤務日数に応じた割合で支給するよう規定するものでございます。

第3号は、交通機関等と交通用具の併用者の手当額を規定するものでございます。

恐れ入りますが、65ページにお戻り願います。

附則としまして、施行日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○廣岡芳樹議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第9 議案第8号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。森本枚方消防署長。

○森本祐司枚方消防署長 ただいま上程いただきました、議案第8号 和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の67ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本議案につきましては、平成29年12月26日開催の消防組合議会第3回定例会においてご可決いただきました和解案件に係る対人賠償部分に対する和解及び損害賠償の額を定めるものでございます。

事故の概要につきましては、平成29年10月15日（日）午前10時16分ごろ、救急事案に出動中の枚方消防署中振出張所の救急車が、枚方市香里園山之手町11番19号宅前において、対向してきた普通乗用車（ポルシェパナメーラ）が進路を譲るために停車した際、当方車両を相手方車両に接触させたものです。

この事故の2日後の10月17日（火）に相手方が本件事故に係る疼痛等により医療機関を受診し、「外傷性頸部症候群、胸椎捻挫」との診断を受け、同年12月29日まで通院治療を行ったものでございます。

前回の物件損害に係る和解及び損害賠償の額につきましては、既に示談が成立しておりますが、対人賠償部分につきましては、治療費及び通院費用並びに慰謝料といたしまして合計で61万2,689円となり、当方の事故の責任割合が10割となりますことから、その全額を負担することで相手方と最終示談を成立させるものでございます。

参考資料といたしまして68ページに「事故概況図」を添付しておりますので、ご参照をお願いします。

ご迷惑をおかけしました関係者の皆様に深くおわびを申し上げます。

本件事故が発生した以降、全職員に対しまして安全な車両運行や運転技術の向上を図るためのさまざまな研修に取り組んでいるところであり、今後も全職員が安全運転を励行し、交通事故の防止に努めてまいります。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよ

うお願い申し上げます。

○廣岡芳樹議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第10 一般質問を行います。一般質問については、広瀬議員から通告がありましたので、広瀬議員の質問を許します。

広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。通告に従いまして、まず救急搬送の状況についてお聞きいたします。

6月の一般質問でも救急搬送の状況についてお伺いをいたしました。その際には、救急搬送支援情報システムの導入により、4回以上問い合わせした件数は平成24年度の1,900件から平成28年度は1,104件にと全体数が伸びる中でも減少し、比率では半分と、大きく改善されてきたとご説明をいただきました。

大阪府の保健医療計画が平成29年度までの第6次から平成30年からの第7次の計画に移ろうとしているところで、この間、府民向けの意見募集が実施されておりました。ここでは救急医療に関する評価項目として、重症患者搬送件数における受け入れ要請医療機関が4機関以上の件数の割合と、重症患者搬送件数における現場滞在時間が30分以上要した件数の割合を挙げられています。こうした評価項目で見ると、枚方寝屋川消防組合の状況はどうなっているのか。また、消防機関からの受け入れ要請が11医療機関以上となる件数はどの程度あるのか、あわせてお聞きいたします。

2点目に、枚方の市民の方から、枚方は医療機関が整っているのに救急搬送の際に市外に搬送されるのはなぜだろうとの疑問の声寄せられました。その時々患者さ

んの症状や受け入れ体制などにもよるのかもしれませんが、こうした疑問に答える統計値があるのかお伺いをいたします。

3点目に、高齢化の進展と救急車の需要をどのように見ておられるのかお聞きいたします。

次に、予防救急体制の充実強化については、認知症講習の受講状況についてのみお伺いいたします。第4次将来構想では認知症講習を位置づけられておりますが、この必要性和実施状況、今後の取り組みをお伺いいたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○**廣岡芳樹議長** 質問が終わりました。答弁を求めます。

古川警防部長。

○**古川昌純警防部長** 広瀬議員のご質問にお答えします。

平成28年中の重症患者搬送件数837件のうち受け入れ要請が4回以上の件数は50件で6.0%、平成29年中にあっては、重症患者搬送件数860件のうち33件で3.8%でした。また、重症傷病者搬送件数における現場滞在時間が30分以上要した件数は、平成28年中は50件で6.0%、平成29年中は51件で5.9%でした。

受け入れ要請が11医療機関以上となる件数は、平成28年中は1件、平成29年中は0件でした。

管外搬送については、平成29年中の全搬送人員3万1,787人のうち、市外に搬送されている傷病者は5,857人で18%でした。救急隊員は病院選定の際、「かかりつけ病院」を優先し、病院選定しますので、かかりつけ病院が管外にある場合でも搬送いたします。また、3次医療機関を選定した場合、関西医科大学附属病院高度救命救急センターが第1選択になりますが、処置中等で収容が不可能な場合は管外の3次医療機関へ搬送する場合があります。

高齢化の進展と救急車の需要については、平成29年中の搬送人員3万1,787人のうち、満65歳以上（高齢者）の傷病者は1万8,284人で全体の約58%を占め、今後も増大することが予想されます。

高齢化を背景として増大する救急件数に対応するため、救急安心センター事業（＃7119）等の普及啓発、緊急度判定体系・支援ツール（Q助等）の普及、家庭内事故防止等の普及啓発を実施してまいります。

認知症講習受講状況については、高齢化の進展とともに認知症患者が増加している

ことから、認知症に対する正しい知識を持ち、適切な対応力を習得するため、全職員を対象に計画的に認知症サポーター養成講座を行っています。

平成28年度は156人の救急担当職員が受講し、今年度は消防本部に勤務する職員等125人が受講しました。平成30年度以降については、未受講である職員（約430人）を計画的に受講させる予定です。

○**廣岡芳樹議長** 答弁が終わりました。再質問はありますか。

広瀬議員。

○**広瀬ひとみ議員** それぞれお答えをいただきましてありがとうございました。

管外搬送については理解できました。また、認知症講習は全職員に向け計画的に取り組んでいただいているということで、引き続きご努力をいただきたいと思います。

高齢化と救急需要についてですが、高齢者の利用割合は58%と約6割を占めており、高齢化がさらに進むと救急需要が増大することが予想されるとのことで、今後の体制についても心配をされるところであります。

管内事故防止の取り組みも実施していただいているということで、これも大事だと思いますが、高齢化の進展と救急需要については、横浜市の消防局が横浜市立大学と共同で2030年までの救急需要予測を昨年12月に発表されました。2015年比で2030年には救急出場件数は1.36倍に達し、うち65歳以上の高齢者は約70%で、増加要因はほぼ高齢者だと。日中の出動件数、特に午前中の中の出場件数は1.43倍と大幅に増加するなどの予測を立て、今後の対策を検討するとのことでした。

この数字をそのまま枚方寝屋川に引き寄せることはできませんし、枚方寝屋川消防組合ではどのようになるのかということもやはり気になる点であります。こうした予測についても可能な限りぜひしていただきまして、先ほど職員定数条例の改定もありましたが、こうしたことも踏まえて今後の体制、対策についてを検討いただきたいと思います。この点は要望とさせていただきます。

救急搬送の状況については再質問させていただきます。

28年と29年では受け入れ要請が4回以上の件数は、件数、率とも搬送件数が伸びるもとでさらに低下をしているということですが、現場滞在時間が30分以上要した件数についてはほぼ横ばいのようです。率では、28年で6%、29年で5.9%とのことで、全国の5.2%、大阪府の5.1%（こちらは27年中の数字になりますが）、これに比べると高いように思います。

そこで、長時間となる事案にはどのような要因があるのか、30分以上要したうち最大ではどの程度の時間を要しているのか、お伺いをいたします。

○**廣岡芳樹議長** 質問が終わりました。答弁を求めます。

古川警防部長。

○**古川昌純警防部長** 広瀬議員の2回目のご質問にお答えします。

平成29年中の現場滞在時間が最長の事案は、3時間12分を要しております。長時間を要する原因として、精神科と内科、外科等の身体科が合併した病態があり、救急隊が病院選定に苦慮する場合があります。

大阪府の対策としまして、内科、外科等の身体科病院を受診後、必要に応じて精神科病院へ転院する「大阪府精神合併症支援システム」が運用されています。

○**廣岡芳樹議長** 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

広瀬議員。

○**広瀬ひとみ議員** ありがとうございました。

精神疾患の方、認知症の方も今後も増加する見込みだと思えます。スムーズな搬送に向け、関係機関とも連携し、難しい課題ではありますがご努力いただきたいと思えます。

2月の全員協議会でお示しいただいた平成29年中の救急概要では、救急の中で軽症患者の占める割合が枚方寝屋川は66.82%と全国の5割、大阪府の6割に比べても高い状況でしたが、それがイコール問題というわけではないと、早期に診療を受けることで重症化や入院を防げている場合もあるとのことのお話で、この点は理解いたしましたが、必要な方が迅速に活用していただけるように両市とも現在電話相談も充実させていただいておりますが、先ほど答弁でもありましたように緊急度を判定するための市民向けアプリケーションの利用促進などもより一層普及、啓発に努めていただきますよう要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**廣岡芳樹議長** これにて広瀬議員の一般質問を終結いたします。

これをもちまして、本日の定例会に付された案件は全て終わりました。

閉会に際し、管理者から挨拶をお受けいたします。伏見管理者。

○**伏見隆管理者** 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末で何かとお忙しい中、ご提案申し上げました諸案件について慎重に

ご審議いただき、いずれもご可決いただきましたことを心から厚くお礼申し上げます。

議会の冒頭にもお伝えいたしましたとおり、本消防組合が目指す「安全で安心して暮らせるまち」を実現していくために、平成30年度につきましても消防組合が一体となって第4次将来構想計画に基づくさまざまな施策に取り組み、市民の期待に応えられる消防行政の執行に努めてまいりますので、今後も引き続きよろしくご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

○**廣岡芳樹議長** 管理者の挨拶は終わりました。

閉会に当たりまして、高い席からではございますが、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、何かとお忙しい中ご出席をいただきまして、また各議案について慎重にご審議を賜りまして、ありがとうございます。

この1年間、皆様のご支援、ご協力によりまして、また、大橋副議長の支えを得まして、無事、議長の職務を全うすることができました。重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今後も引き続き、枚方・寝屋川両市民の安全・安心を守るために、消防行政に対するより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。慎重ご審議、まことにありがとうございます。

(午前11時27分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

平成30年 3月29日

枚方寝屋川消防組合議会

議 長 廣 岡 芳 樹

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 妹 尾 正 信

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 西 田 昌 美